

グローバルSDGs株式ファンド

サステナビリティ特性をより明確にするEU開示規則

平素より「グローバルSDGs株式ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。本資料では、当ファンドの実質的な運用を担当するロベコ・スイス・エージー（以下、ロベコ・スイス）のグループ会社であるロベコからの情報等を基に、欧州連合（EU）のサステナブルファイナンス開示規則について、Q&A形式でご報告します。

当レポートの要約

EUのサステナブルファイナンス開示規則が適用開始

- ファンド等のサステナビリティ^{*1}特性をより比較しやすくし、最終投資家の理解を深めることを目的としたEUのサステナブルファイナンス開示規則（以下、SFDR^{*2}）が、**2021年3月より順次適用開始**となりました。

サステナビリティ特性が高いグローバルSDGs株式戦略

- 当ファンドが採用しているロベコ・スイスの**グローバルSDGs株式戦略^{*3}**は、最も厳格なSFDR第9条に分類されており、**サステナビリティ特性の高さ**が裏付けられています。



「グリーン」なファンドがより明確に

- SFDRの対象ファンドはEU域内で販売されるファンド^{*4}ですが、今後、**サステナビリティを牽引する欧州のルール**は、**欧州域外にも広がっていく可能性**があります。
- ファンドのサステナビリティ特性が同一基準で分類されることで、「グリーン」なファンド^{*5}がより明確になると考えられます。そのようなファンドには、**ESG^{*6}やSDGs^{*7}を重視する資金**が向かいやすくなることが見込まれます。

※ 写真はイメージです。

*1 サステナビリティとは持続可能性のこと。

*2 SFDRは、Sustainable Finance Disclosure Regulationの略称。

*3 国連が掲げるSDGs達成に貢献する世界中の企業の中から、個々の企業のファンダメンタルズ分析により、選定し、投資する戦略。

*4 EU域外の運用会社等が運用し、EU域内で販売するファンドを含みます。

*5 環境やサステナビリティ等に配慮したファンド。

*6 ESGは、Environment（環境貢献）、Social（社会貢献）、Governance（企業統治）の頭文字をとったもの。

*7 SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。

※ 上記は過去の実績、当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更される場合があります。

Q1 : SFDR（サステナブルファイナンス開示規則）とは何ですか？

A1 : ファンド等のサステナビリティ特性をより比較しやすくし、最終投資家の理解を深めることを目的とした、EUの開示規則です。

SFDRは、Sustainable Finance Disclosure Regulation（サステナブルファイナンス開示規則）の略称です。

SFDRは、上記の目的に加え、**グリーンウォッシング***の防止も期待されています。



Q2 : SFDRの対象者と適用時期はどうなっていますか？

A2 : SFDRの対象者は、金融市場参加者、投資アドバイスおよび保険アドバイスを行う金融アドバイザーです。この中には、ロベコ・スイスのような運用会社も含まれます。

SFDRは**2021年3月10日**から順次適用されています。

Q3 : SFDRではどのような開示が求められますか？

A3 : 開示内容は、「事業者」と、「事業者が扱う金融商品」により、異なります。

このうち、事業者が扱う金融商品では、金融商品がどのようにESG要素に対応しているか等についての開示が求められています。

Q4 : 重要視されるSFDR条項は？

A4 : 第6条、第8条、第9条です。ファンドは、この条項に基づいて、3つに分類されます。

このうち、第9条に適合するファンドが**サステナビリティ特性の最も高いファンド**といえます。

<SFDRによるファンド分類>

条項	該当ファンド
第6条	投資プロセスにいかなるサステナビリティも組込んでいないファンド
第8条	環境や社会的な特性を促進するファンド
第9条	サステナブル投資を目的とするファンド



(出所) ロベコ

* 写真はイメージです。

* 環境にやさしい取組みをしているように見せかけること。「グリーン（環境に配慮した）」と「ホワイトウォッシング（ごまかす、うわべを取り繕う）」を合わせた造語。

※ 上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

Q5 : SFDRに基づいたロベコのファンド分類はどうなっていますか？

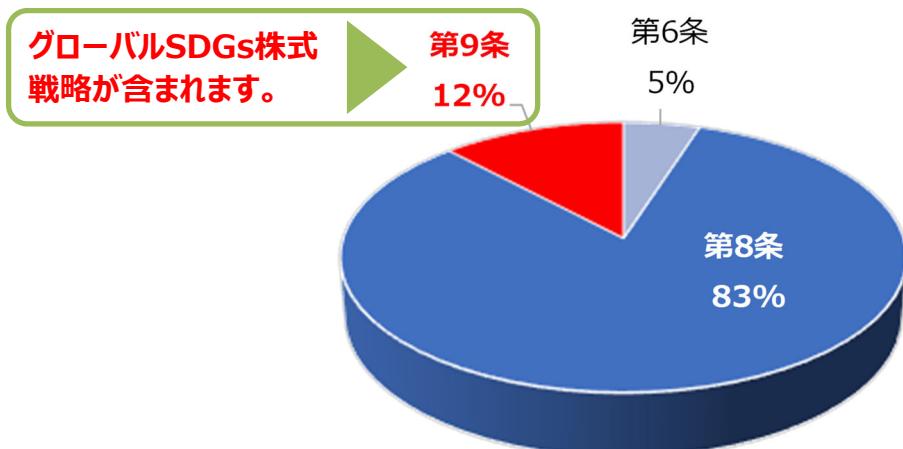
A5 : 2021年3月末時点のロベコのファンドのうち、約95%がサステナビリティ特性（第8条もしくは第9条）に適合するファンドとして分類されました。

ロベコの長年のサステナブル投資の実績を裏付けるものと考えられます。

Q6 : 当ファンドが採用しているグローバルSDGs株式戦略の分類は何ですか？

A6 : グローバルSDGs株式戦略は、最も厳格なSFDR第9条の適合として分類されました。

<SFDRに基づくロベコのファンド分類>



(出所) ロベコ

Q7 : SFDRはEUのみの開示規則ですか？

A7 : 本資料作成時点では、SFDRの対象ファンドはEU域内で販売されるファンドです。ただし、今後、サステナビリティを牽引する欧州のルールは、欧州域外にも広がっていく可能性があります。

ファンドのサステナビリティ特性が同一基準で分類されることで、「グリーン」なファンドがより明確になると考えられます。そのようなファンドには、ESGやSDGsを重視する資金が向かいやすくなることが見込まれます。

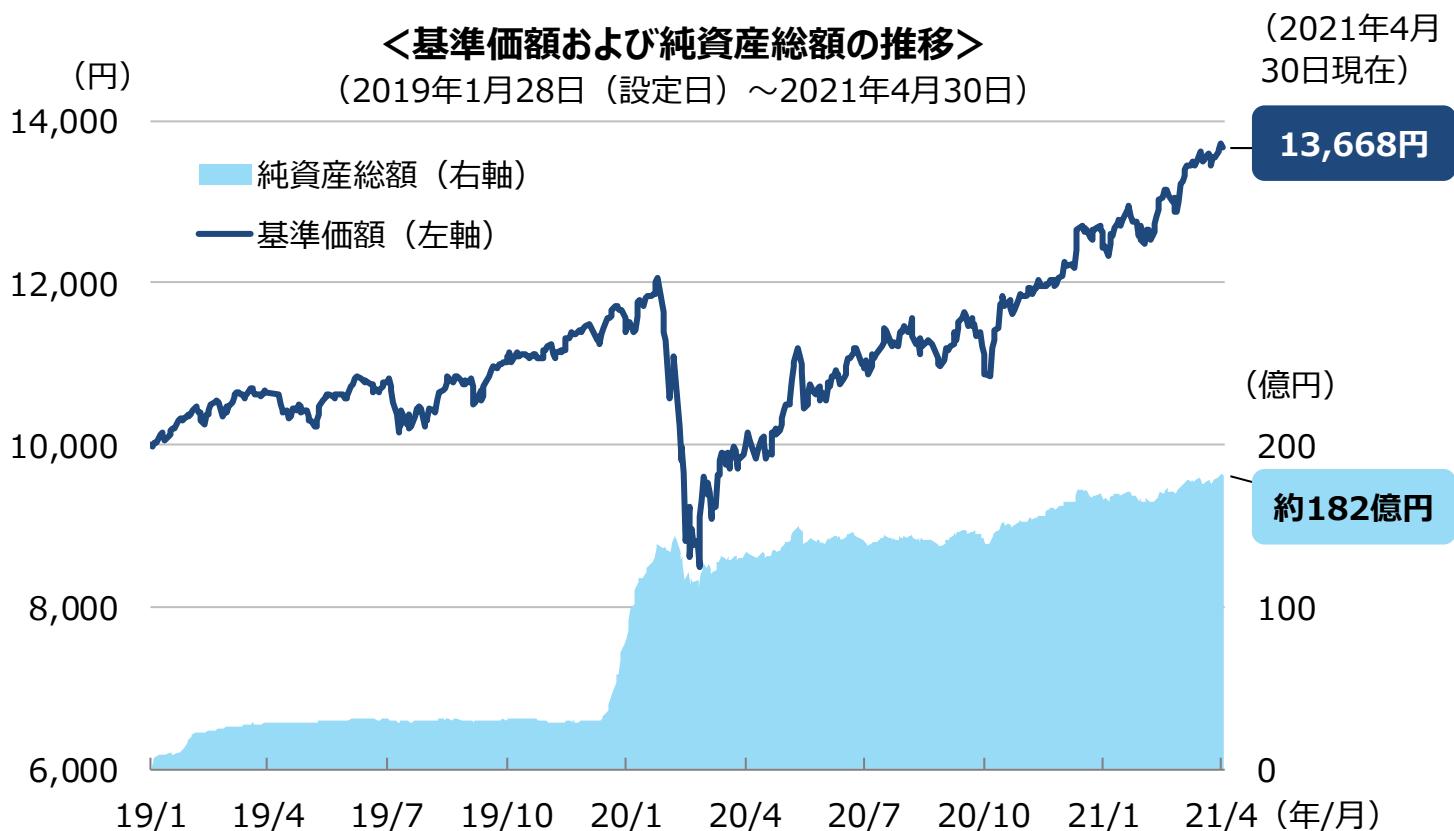
(注1) SFDRに基づくロベコのファンド分類は、2021年3月末時点のファンド本数ベース。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

※ 上記は過去の実績、当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更される場合があります。

基準価額等の推移（2019年1月28日（設定日）～2021年4月30日）

- 足元の基準価額は設定来高値圏にあります。
- 当ファンドは、長期的な視点で投資機会（成長性）とリスクを慎重に評価し、グローバルに分散されたポートフォリオの運用を続けます。



(注1) 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 当ファンドは、2021年4月30日現在において分配を行っておりません。

※上記は過去の実績、当資料作成時点の運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更される場合があります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

ファンドの特色

1. グローバルSDGsエクイティ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、SDGsへの貢献が期待される企業の株式に投資を行います。

- SDGsへの貢献度に加え、企業のESG評価、収益性やバリュエーション等の分析・評価を行い、銘柄選択を行います。またSDGs各分野への分散等を考慮してポートフォリオを構築します。

- SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界（あらゆる形の貧困を解消・不平等の撲滅・気候変動の改善など）を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されています。

※不動産投資信託（REIT）、DR（預託証書）等にも投資することがあります。

2. 実質的な運用は、資産運用の世界的な潮流である「ESG投資」の手法を活用して、ロベコ・スイス・エージーが行います。

- 「ESG投資」とは、投資判断の際に企業の環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）への取組みを考慮する投資手法です。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

投資リスク**■ 市場流動性リスク**

ファンドの資金流入出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点**〔分配金に関する留意事項〕**

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ**購入単位**

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

2029年2月7日まで（2019年1月28日設定）

決算日

毎年2月7日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

●課税上は株式投資信託として取り扱われます。

●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

●ニューヨークの取引所の休業日

●ロンドンの取引所の休業日

●ニューヨークの銀行の休業日

●ロンドンの銀行の休業日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入価額に3.30%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○ 信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年1.694%（税抜き1.54%）の率を乗じた額です。

○ その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 謹度所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（謹度益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社

ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ : <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター : 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

販売会社

ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

投資顧問会社

マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。

ロベコ・スイス・エージー



(2021年5月6日現在)

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本一般社団法人問業者協会	金融先物取引法人協会	一般社団法人投資信託協会	備考
a u カブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○	○		
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第14号	○					※1
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第15号	○					
P a y P a y 銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社南日本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第8号	○					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号	○					
大垣西濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第29号						
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第20号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第34号						
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第51号						
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第53号	○					
吳信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第25号						
埼玉県信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第202号	○					
さわやか信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第173号	○					
芝信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第158号						
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第147号	○					
静清信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第43号	○					
瀬戸信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第46号	○					
多摩信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第169号	○					
東春信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第52号						
長野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第256号	○					
西中国信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第29号						
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号						
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第76号	○					
半田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第62号						
備北信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第43号						
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第196号						
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第198号	○					

※1 2021年5月17日よりお取扱いを開始する予定です。



重要な注意事項

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他的一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2021年5月6日



三井住友DSアセットマネジメント

9/9